

## 甲南大学法学会会則

平成一六年五月一八日改正

- 第一条 本会は、甲南大学法学会と称し、事務局を法学部におく。
- 第二条 本会は、法学部及び法科大学院の教員、並びに法学部学生及び法学部研究生によって組織する。
- 第三条 本会は、法学及び政治学の研究並びに普及を目的とする。
- 第四条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 研究会の開催
  - 二 講演会の開催
  - 三 機関紙の発行
  - 四 研究・教育資料の収集及び管理
  - 五 その他、本会の目的を達成するために適当と認められる事業
- 第五条 本会に最高決議機関として総会をおく。詳しくは別に定める。

- 第六条 本会に、本会則に定められた事業の運営を行うために評議員会をおく。詳しくは別に定める。評議員会を主催し、法学会を代表する機関として、評議員長をおく。評議員長は、法学部長がこれを務める。

- 第七条 本会に、本会則に定められた事業の運営を行うために必要なる予算案を作成するために予算委員会をおく。詳しくは別に定める。

## 第八条

本会に監査委員会をおく。監査委員会は、教員二名の委員によって構成され、任期は一年とする。評議員長は、総会后遅滞なく、監査委員を任命しなければならない。

## 第九条

本会の経費は会費、事業収入、寄附金及び本学助成金をもってこれにあてる。

会員は、会費の納入の義務を負う。会費については別に定める。

## 第十条

本会則の改正は総会の決議による。

## 総 会 規 程

平成一四年五月七日改正

## 第一条

甲南大学法学会会則第五条にもとづいて本規程を定める。

## 第二条

総会は、本会会員の全員によって構成される。

## 第三条

定期総会は、毎年度ははじめ二ヶ月以内に評議員長の招集により開かれる。但し、一週間前に掲示されることが必要である。

## 第四条

総会は全会員の二十分の一以上の出席によって成立し、その決議は出席会員の過半数による。但し、委任状は出席会員数を超えない限度で定足数に算入されるが、決議には算入されない。

## 第五条

総会の議長及び副議長についてはすべての議案に先立って総会の場で選出される。但し、立候補及び推薦の無いときにはあらかじめ評議員会により依頼された者が総会の承認

を得てその任に着く。

第六条 定期総会は次の事項について審議、承認する。

一 予算及び活動方針

二 決算、監査報告及び活動報告

三 その他重要な事項

第七条

臨時総会は、次の各号のいずれかにあたる場合、二週間以内の評議員長の招集により開かれる。

一 評議員会が必要と認めるとき

二 本会会員二十名以上の要求があつたとき

第八条 本規程の改正は総会の決議による。

## 評議員会規程

平成二十一年五月一九日改正

第一条

甲南大学法学会会則第六条にもついで本規程を定める。

第二条

評議員会は、評議員長及び評議員によつて構成される。

評議員の定員は、教員会員から評議員長を含む五名、学生会員から五名とし、任期は一年とする。

但し、学生評議員については本人の希望により、任期を一年六ヶ月に延長できる。

第二条の二 削除

第二条の三 教員評議員は、法学部教授会の推薦に基づき、評議員長が、就任後遅滞なく、任命する。

学生評議員は、前年度の学生評議員補佐より選出された二

年生の候補者の中から、前年度の評議員会の推薦に基づき、評議員長が、就任後遅滞なく、任命する。

学生評議員補佐は、各基礎ゼミナールより選出された一年生がその任にあたる。

学生評議員の候補者が評議員の定員を超える場合には、定員を超える当該候補者は、評議員補佐として、評議員会における議決権を除き評議員と対等の地位において法学会の活動に参加することができる。

前年度学生評議員も評議員補佐になることができる。

評議員会は、評議員長の招集により原則として月に一度の定例会を行うほか、三名以上の評議員の要請があつたとき、又は評議員長が必要と認めるとき臨時に行うことができる。

第四条

評議員会は、評議員の過半数の出席によつて成立し、その決議は出席評議員の過半数による。但し、委任状については総会規程に準じる。

第五条

評議員長は、就任後遅滞なく、教員評議員を左に掲げる役員に任命しなければならない。

一 副評議員長

二 経理部長

三 企画部長

四 編集部長

学生評議員は、本人の希望等を考慮して、経理部、企画部及び編集部に配属される。

第六条 評議員長は、評議員会を主催し、法学会を代表する。

第七条 副評議員長は、評議員長を補佐し、評議員長に支障あるときは、これを代行する。

第七条の二 削除

第八条 経理部は、会計事務を総轄する。

予算に計上された費目に関する具体的な支出額、支出方法及び支出時期については、評議員会の承認を必要とする。

予算外の支出には、評議員会の承認に基づき、予備費を当てる。ただし、一件につき一万円以下の予算外支出について、緊急の必要あるときは、経理部長の承認で足りる。

この場合、経理部長は、支出後の最初の評議員会に支出の趣旨、対象、金額及び時期を報告するものとする。

第九条 企画部は、研究会の開催、講演会の開催等の事業を企画、宣伝、実施する。

第十条 編集部は、本会の機関刊行物を編集発行する。

第十条の二 削除

第十一条 削除

第十二条 法学会の目的に照らし業務執行に著しい支障があるときは、評議員長は評議員会の議を経て当該評議員を解任することができる。特に情状の重い場合には、評議員長は評議員会の議を経て当該評議員を法学会から除名することができる。

第十三条 本規程の改正は総会の決議による。